

榎原公苑敷地内の指定喫煙場所の 一部廃止について

令和6年12月1日（日）より、榎原公苑（榎原市内）敷地内の指定喫煙場所について、受動喫煙への配慮をふまえて、一部の喫煙場所を廃止します。

- ・ **廃止：野球場北側（一塁側）、陸上競技場北側（＝北駐車場南側）※建物内も喫煙不可**
- ・ **存続：第1体育館南側、第2体育館南側、本館南側**

榎原公苑